基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年八月二十二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年八月三十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年八月七日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目一〇番七号

株式会社日本商品清算機構

代表取締役社長　髙橋　英樹

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年八月二十二日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年八月二十九日開催予定の当社臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年八月七日

沖縄県うるま市字州崎一二番地七六

バイオ21株式会社

代表取締役　飯野　英明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年八月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年八月七日

山形県尾花沢市新町四丁目三番七号

大山建設株式会社

代表取締役　大山　圭介

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年八月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年八月七日

東京都港区虎ノ門三丁目一一番一五号（ＳＶＡＸ・ＴＴビル）

株式会社住宅新報ビジネス社

代表取締役　中野　孝仁

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

平成二十四年八月七日

東京都千代田区外神田一丁目二番一二号

株式会社ラ・パルレ

代表取締役　佐谷　聡太

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年八月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年八月七日

名古屋市中区錦一丁目二番七号

株式会社天友

代表取締役　天野　源之

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年八月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年八月七日

岡山市北区今八丁目一六番一七号

日進ゴム株式会社

代表取締役　渡邉　育正

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である高橋誠が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年八月七日

東京都港区芝二丁目二二番一五号

株式会社ＳＡＲＥＮＳ・ＢＥＳＴＵＲ

日本における代表者　高橋　誠

限定承認公告

本籍山口県山口市徳地船路七一〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　原　任子

右被相続人は平成二十四年三月十八日死亡し、その相続人は平成二十四年七月二十日山口家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月七日

山口県防府市新橋町三番八号

相続財産管理人　津森由美子

限定承認公告

本籍香川県小豆郡小豆島町橘甲六四〇番地、最後の住所香川県小豆郡小豆島町橘甲四九二番地二

被相続人　亡　半田　正廣

右被相続人は平成二十三年十月二十七日死亡し、その相続人は平成二十四年七月二十四日高松家庭裁判所土庄出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月七日

香川県小豆郡小豆島町橘甲四九二番地二

相続財産管理人　半田　弘子

取消公告

平成二十四年七月三十一日（号外第一六五号）掲載の解散公告は取消します。

平成二十四年八月七日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

京橋ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

正　誤

平成二十四年三月三十日（号外第七十四号）厚生労働省告示第二百四十七号（厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二五一ページ下段終りから七行目と終りから六行目の間に次のように加える。

別表を次のように改める。

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千八十一
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千六十八
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千六十三
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千五十四
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千四十五
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千四十二
地域区分欄に掲げる八級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる九級地	千分の千三十二
地域区分欄に掲げる十級地	千分の千二十九
地域区分欄に掲げる十一級地	千分の千二十三
地域区分欄に掲げる十二級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げる十三級地	千分の千十五
地域区分欄に掲げる十四級地	千分の千十四
地域区分欄に掲げる十五級地	千分の千九
地域区分欄に掲げる十六級地	千分の千五
地域区分欄に掲げるその他	千分の千

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月七日付第一七〇号六四　ページ●同日付政府調達第一四九号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）